

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館学外者図書館利用要項

令和4年3月25日

沖芸大要項第3号

(趣旨)

第1条 この要項は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運営規程（令和3年沖芸大規程第80号）第5条第3項に基づき、館長の特別許可を得た者（以下「学外者」という。）による附属図書・芸術資料館の図書館利用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属図書・芸術資料館は、地域社会の文化・情報センターとして、地域住民の学術的な調査研究及び生涯学習に寄与するため、本学の教育及び調査・研究に支障のない範囲でその蔵書を提供する。

(学外者の範囲)

第3条 館長が特別許可を与える学外者の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 高校生を除く18歳以上、沖縄県内に住所を有する在住者
- (2) 本学の名誉教授で沖縄県内に住所が確認できる者
- (3) その他、特に館長が必要と認めた者

(利用対象資料の範囲)

第4条 学外者が利用できる図書館資料は、原則として当館蔵書のうち図書館に配置されているものとする。

(サービスの範囲)

第5条 学外者は、図書館資料の館内閲覧及び学術に関わる参考調査サービスを受けることができる。

- 2 学外者は、館外貸出及び視聴覚資料を視聴する場合、所定の様式に必要な事項を記入し、身分証明証（運転免許証及び健康保険証等）のコピーを添付した上、担当係員に提出し、館長の許可を得なければならない。
- 3 学外者は、館長の特別許可を得た者に限り、貸出冊数は2冊以内、貸出期間は15日以内の範囲において、図書の館外貸出を受けることができる。
- 4 学外者は、館長の特別許可を得た者に限り、当館所蔵のCD、DVD、LD、ビデオテープ及びカセットテープ等の視聴覚資料を、一度にひとり2点まで視聴覚室で視聴することができる。視聴する場合は、カウンターにて所定の手続きを経て、利用するものとする。
- 5 学外者は、必要に応じて沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運用規程第21条に基づき、文献複写のサービスを受けることができる。

(館外貸出禁止資料)

第6条 次の各号に掲げる資料は、館長が特に許可する場合を除いて、貸出することはできない。

- (1) 貴重資料
- (2) 参考図書（辞書、辞典・事典、図鑑、年鑑、統計、地図、法令集及びこれらに

準ずるもの)

- (3) 逐次刊行物及び新聞
- (4) 機械可読資料（マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、CD-ROM等）
- (5) 視聴覚資料（CD、DVD、LD、ビデオテープ、カセットテープ等）
- (6) 禁帯出資料

（遵守事項）

第7条 学外者は、この規程を遵守するほか、担当係員の指示に従わなければならない。

（利用の禁止）

第8条 館長は、この規程に違反した者に対しては、利用を禁止することができる。

（弁償）

第9条 学外者は、図書館資料、施設を損傷し、又は紛失した場合は、弁償しなければならない。

附 則（令和4年3月25日館長決裁）

この要項は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。